

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 9 号
件 名	介護保険制度の見直しに対する意見書の提出について
要 旨	<p>現在，国，関係機関において介護保険制度の見直しの検討が進められています。当初検討されていた要介護1・2の方の新総合事業への移行や福祉用具貸与の原則自己負担化は，大きな反対運動と世論により当面見送ることとされましたが，訪問介護の生活援助の人員基準の引き下げや現役並み所得者の利用料の3割負担化など，あくまで給付を削減し，利用者負担を増加させる方向での検討が続けられています。</p> <p>既に実施されている介護保険改定により，特養入所が原則要介護3以上に限定されるなど，介護保険給付は大きく削減されており，費用の上限が抑えられている新総合事業の実施は，介護報酬の実質的削減となり，介護事業者にも大きな困難を強いるものとなります。</p> <p>家族の介護負担を増大させる介護保険制度の見直しは，政府が掲げる介護離職ゼロ政策にも真っ向から反するものです。</p> <p>サービスの削減・負担増一辺倒の見直しでは，高齢者の生活を守り，支えることはできません。これから高齢化が一層進展していく中，お金の心配をすることなく，行き届いた介護が保障される制度への転換は全ての高齢者，国民の願いです。</p> <p>そして，介護を担う職員がみずからの専門性を発揮し，誇りを持って働き続けられる条件整備も早く実現されなければなりません。</p> <p>よって，国及び関係機関に対して，介護保険制度の見直しに関する下記の項目について，意見書を提出されるよう陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 28 年 12 月 8 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 28 年 12 月 1 日 第 5 1 1 号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 要介護1・2の方の新総合事業への移行や福祉用具貸与の原則自己負担化等の給付削減，生活援助の人員基準の引き下げなど，サービスの切り下げにつながる見直しや利用料の引き上げを実施しないこと。</li><li>1 家族の介護負担が軽減されるよう制度を抜本的に改善し，施設などの整備を早急に行うこと。</li><li>1 介護従事者の大幅な処遇改善，確保対策の強化を図ること。</li><li>1 以上を実現するために，政府の責任で必要な財政措置を講ずること。</li></ol>
--	--